

防衛教官の厚生労働省への出向について（申合せ事項）

「戦没者の遺骨収集の推進に関する協力について」（社援発０８３０第２号、令和元年８月３０日）に基づく防衛教官の厚生労働省への出向に関し、「防衛教官の厚生労働省への出向について（申し合わせ事項）」（令和２年１月２４日）４（１）に基づく協議が完了したことから、下記のとおり申し合わせることにする。

記

１ 出向者

染田 英利

令和２年２月１日付 厚生労働省へ出向

厚生労働技官

厚生労働省社会・援護局事業課戦没者遺骨鑑定推進室事業専門官

（併）人事教育局衛生官付（併）防衛医科大学校防衛医学研究センター付

２ 出向期間

出向期間は、令和１０年３月３１日（金）までとする。

３ 出向者の業務、人事管理等

- （１）出向者は、厚生労働省所管業務に従事し、別に定めのない限り防衛省所管業務には従事しないものとする。
- （２）出向者の勤務時間、服務規律、評価、処遇及び福利厚生については、厚生労働省の職員に適用される規則等に従うものとする。
- （３）出向者が行う厚生労働省所管業務における科学研究費補助金及び研究助成金等の競争的研究資金の獲得については、厚生労働省の職員に適用される規則等に従うものとする。
- （４）厚生労働省所管業務において得られた研究成果（知的財産権等を含む。）の取扱いは、厚生労働省の職員に適用される規則等に従うものとする。
- （５）出向者の６０歳以降の働き方についての情報提供及び意向確認については、令和８年度に行うものとする。
- （６）前記（２）から（４）に係る事務は厚生労働省が行い、（５）に係る事務は防衛省が行うものとする。

４ 経費

出向者の給与、出向者が行う厚生労働省所管業務に必要な経費は厚生労働省が負担

するものとし、同省において経費の執行、物品管理等に係る事務を行うものとする。

5 協力

(1) 防衛医科大学校が協力する、出向者が厚生労働省所管業務を行うために必要な5号館1階防衛医学研究センター研究施設の提供及び同施設に設置されている機器等の使用については、その期限を令和10年3月31日までとし、厚生労働省は、期限までの研究実施場所の撤収に向けての準備及び作業を行うものとする。

(2) 厚生労働省は、防衛省から出向者の専門的知識の活用に係る協力の求めがあった場合、その求めに応じ、可能な限り協力するものとする。

6 その他

本申合せに疑義等が発生した場合は、防衛省及び厚生労働省は誠意をもって協議し、解決するものとする。

上記申合せ事項を証するため、本書3通を作成し、各自1通を保有するものとする。

令和8年1月19日

防衛省人事教育局衛生官

松岡 輝昌

(公印省略)

防衛省防衛医科大学校総務部長

宮原 賢治

(公印省略)

厚生労働省社会・援護局事業課長

星野 正司

(公印省略)